

全国健康関係主管課長会議

健康局

がん対策・健康増進課

<がん関係抜粋>

働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業

平成25年度補正予算:44億円

趣旨・目的

- 働く世代の女性に対して、早急にがん検診の受診を促進させ、より早期の発見につなげることにより、がんによる死亡者の減少を図り、女性の雇用拡大や子育て支援に資する。
- 「働く世代のがん検診受診率を向上させること及び年齢調整死亡率が上昇している乳がん、子宮頸がんといった女性のがんへの対策を図り、平成28年度末までに受診率50%達成に向けた取組みを目標」(がん対策推進基本計画、24年6月)
- 乳がん及び子宮頸がん検診の無料クーポン配布の効果としては、受診率は4~6%上昇し、子宮頸がんで28.7%、乳がんで30.6%。しかし、クーポンを配布したが検診を受診しなかった者が相当程度残っているため、これらの者に對して検診の重要性の認識と受診の動機付けを醸成・向上させ、受診率の向上を図ることが必要。

事業概要

- 乳がん、子宮頸がん検診について、以下の事業を行う市区町村に対し事業費の一部を補助

【補助率:国1/2、市町村1/2】

① 受診勧奨(コール・リコール)を実施

- ・ 過去に無料クーポンの配布を受けた者(子宮頸がん:22~40歳、乳がん:42~60歳)
- ・ 26年度に初めて検診の対象年齢(子宮頸がん:20歳、乳がん:40歳)になる者

② 無料クーポンを配付し、がん検診の費用を助成

- ・ 過去に無料クーポンを受けたが未受診である者等

(対象範囲)

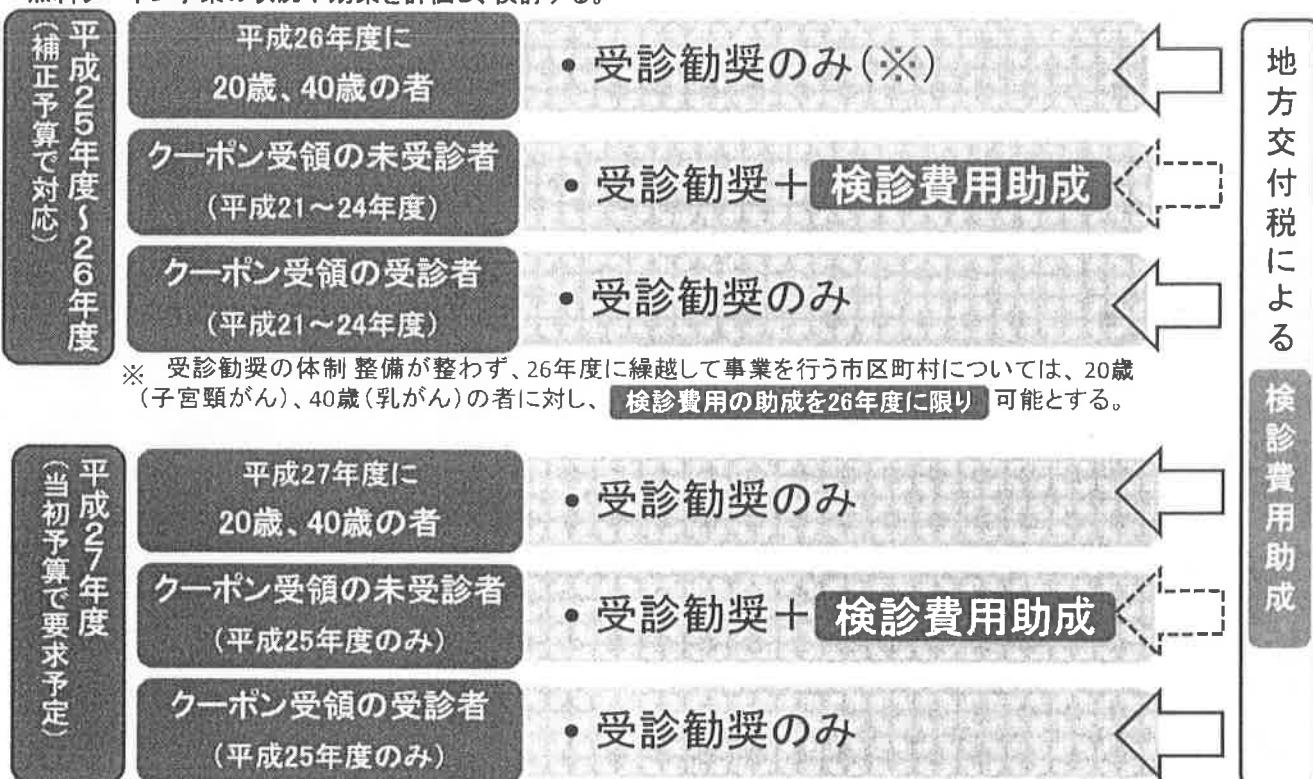
- ・ 子宮頸がん20~40歳、乳がん40~60歳
但し、H25年度当初予算のがん検診推進事業で実施している次の年齢(H26年4月1日現在)は対象外
(子宮頸がん 21、26、31、36歳　　乳がん 41、46、51、56歳)

(対象経費)

- ・ 子宮頸がん及び乳がん検診における検診費や受診勧奨(コールリコール)等の事務費(賃金、需用費、役務費、会議費、委託料、使用料及び賃借料)を補助

働く世代の女性支援のためのがん検診(子宮頸がん・乳がん)推進事業のポイント

- 国庫補助による未受診者に対する検診費用助成については27年度までとし、28年度以降の受診勧奨については、無料クーポン事業の状況や効果を評価し、検討する。



がん登録等の推進に関する法律の概要 (平成25年12月13日法律第111号)

がん登録等（全国がん登録・院内がん登録等の方法によるがん診療情報の収集）

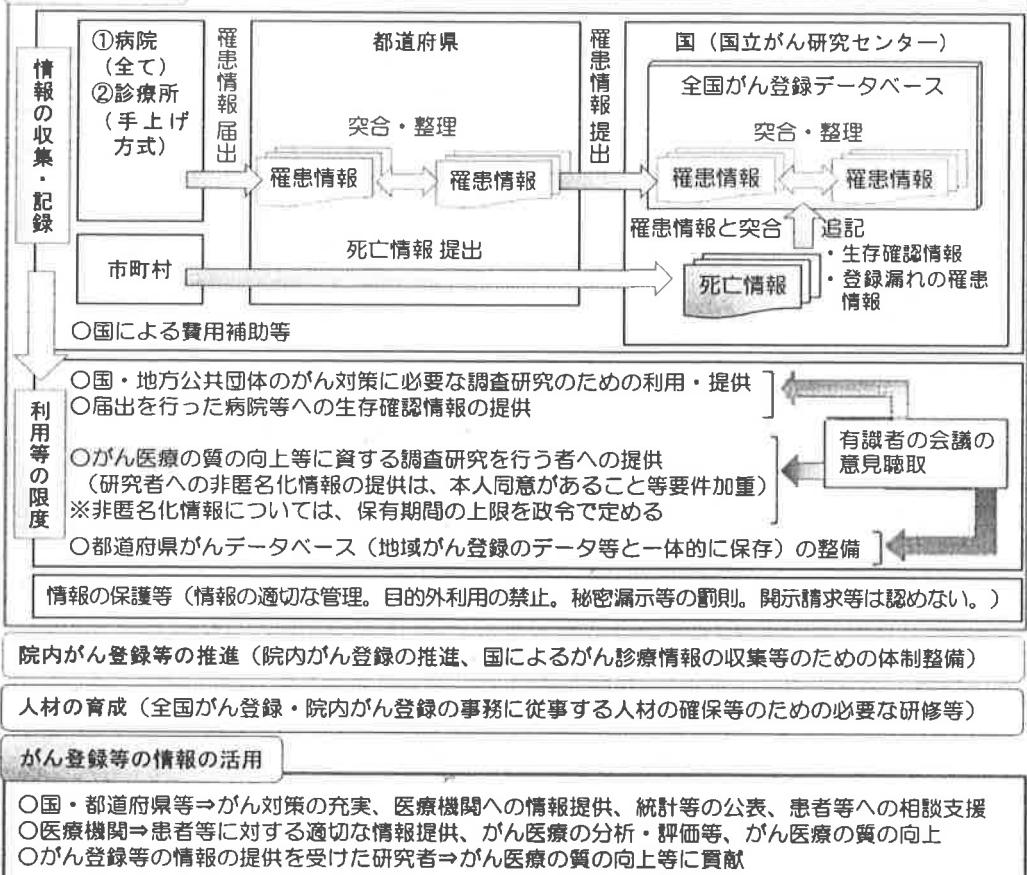
- 「全国がん登録」：国・都道府県による利用・提供の用に供するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること
- 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること

⇒ がん医療の質の向上等（がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進）、国民に対するがん・がん医療等・がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

基本理念

- 全国がん登録では、広範な情報収集により、罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握
- 院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、その普及・充実を図る
- がん対策の充実のため、全国がん登録のほか、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

全国がん登録



各都道府県のがん登録の実施状況

平成24年になって全ての都道府県で実施されることとなったが、各都道府県のがん登録の精度にはいまだバラツキがあり、

- 最新の全国の罹患率は、25府県の登録情報を用いて推計
- 最新の全国の5年生存率は、わずか7府県の登録情報を用いて推計されている。



新たながん診療提供体制の概要

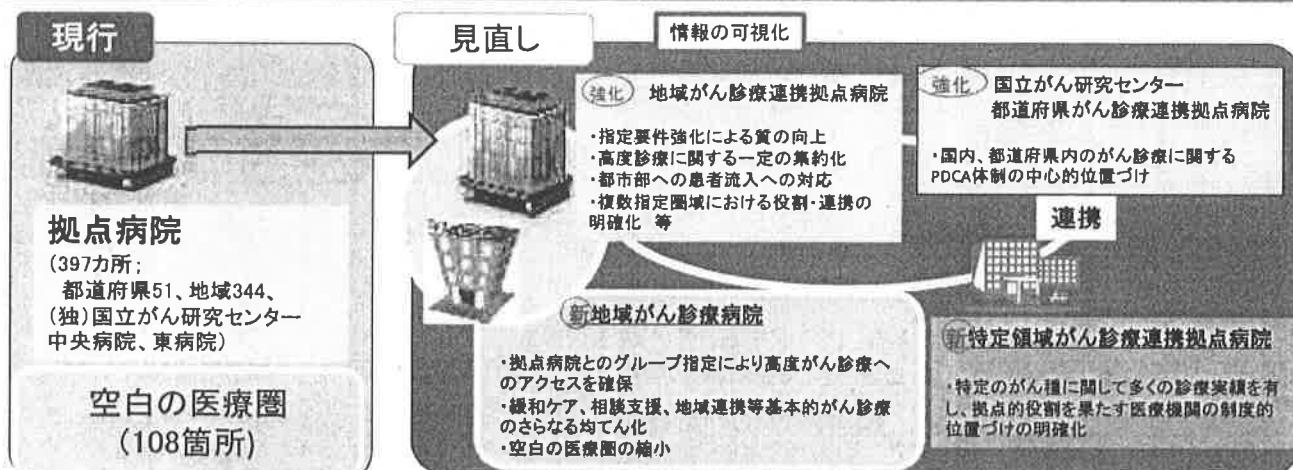
【背景】

全国どこでも質の高い医療を受けることができるよう、がん医療の均てん化を推進するため、がん診療連携拠点病院(以下「拠点病院」という。)の整備が進められ、平成25年4月1日現在397施設が指定されている。

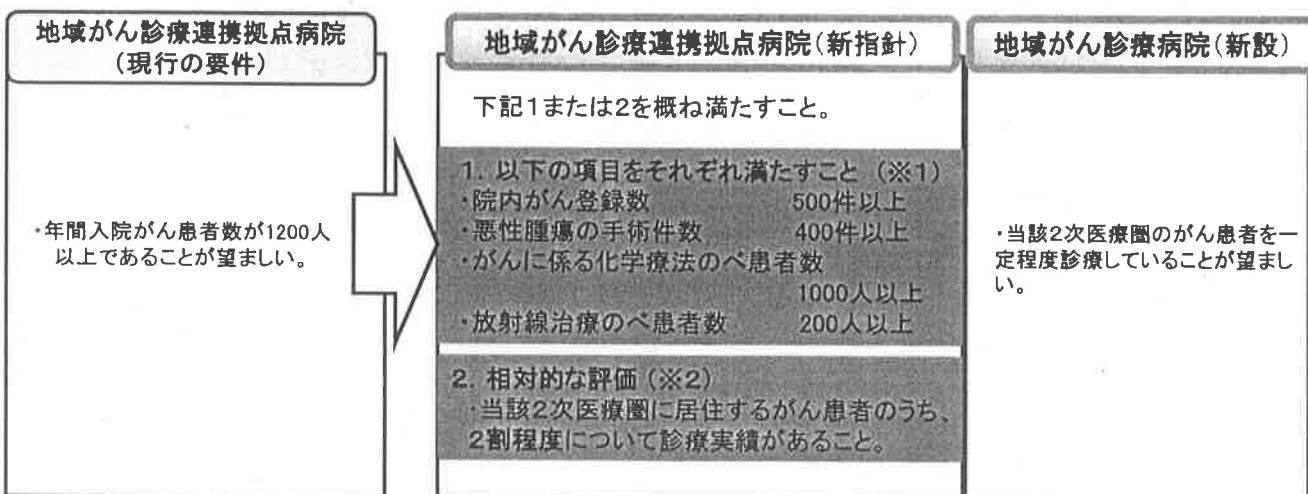
しかし、拠点病院の診療の格差・診療・支援の内容が分かりやすく国民に示されていないこと、さらに高齢化社会やがん患者の多様化するニーズを踏まえ、拠点病院以外の医療機関との連携や在宅医療・介護サービスの提供も重要なことなどいくつかの課題が指摘されている。これらの課題を受け、がん診療提供体制のあり方に関する検討会、がん診療提供体制のあり方に関するWGで検討を行い、拠点病院の格差是正、空白の2次医療圏の縮小、特定のがん種に特化した診療を行う病院の位置づけ等に対し、改善を図ることとする。

【目標】

- ・がん医療水準の向上と地域格差の是正を図るため、がん診療連携拠点病院における医師等の医療従事者に対して、放射線療法や化学療法等、質の高い医療を行うために必要な研修を行うほか、患者や家族への相談支援等の実施、地域の医療機関との連携等を推進する。
- ・がん診療連携拠点病院がない2次医療圏を中心に「地域がん診療病院(仮称)」を設置するとともに、特定がん種に多くの診療実績を有し、都道府県内で拠点的な役割を果たす「特定領域がん診療病院(仮称)」を設置し、がん診療連携拠点病院との連携により、がん診療のさらなる均てん化と専門的診療の一定の集約化を図る。



新指針による診療実績の変更について



※1 平成23年度現況報告による年間新入院がん患者数が900～1200人のがん診療連携拠点病院の平均値(±2SD)を目安に設定(がん診療提供体制のあり方に関するWG報告書)

※2 分子:各施設の年間新入院がん患者数

分母:「病院の推計退院患者数(患者住所地もしくは施設住所地), 二次医療圏×傷病分類別」×12

分子の数値は現況報告を用い、分母の数値は厚生労働省が行う患者調査における最新公開情報を用いる。

新指針による診療従事者の変更について

専門的な知識及び技能を有する 医師	地域がん診療連携拠点病院 (現行の要件)	地域がん診療連携拠点病院 (新指針)	地域がん診療病院(新設)
	手術療法	常勤の医師の配置を求める。	医師の配置を求める。
放射線治療	・責任の放射線療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置。当該医師は、原則として常勤。また、専従が望ましい。	・専任から専従へ厳格化。	・放射線治療を行う場合には、専従の医師の配置を求める。
放射線診断	・専任の放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置。当該医師については、原則として常勤。また、専従が望ましい。	・専任を求める、原則として常勤。	・常勤かつ原則専任の医師の配置を求める。
化学療法	・専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置。当該医師については、原則として常勤。また、専従が望ましい。	・常勤必須へ厳格化。原則として専従を求める。	・専任の医師を配置することが望ましいとする。
病理診断	・専従の病理診断に携わる医師を1人以上配置。当該医師については、原則として常勤である。	・常勤を必須化。	・放射線治療を行う場合には、専従かつ常勤の診療放射線技師の配置を求める。
診療放射線技師	・専従の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を1人以上配置すること。	・以下を追加。当該技師は放射線治療専門放射線技師であることが望ましい。なお、当該技師を含め、2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置することが望ましい。	・放射線治療を行う場合には、専従かつ常勤の診療放射線技師の配置を求める。
放射線治療に携わる技術者	・専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等を1人以上配置すること。	・以下を追加。当該技術者は医学物理士であることが望ましい。	・放射線治療を行う場合には、専従かつ常勤の診療放射線技師の配置を求める。
放射線治療に携わる看護師	・外来化学療法室に責任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置。当該看護師は専従が望ましい。	・放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置すること。	・放射線治療を行う場合には、専従かつ常勤の看護師を1人以上配置することが望ましいとする。
化学療法に携わる看護師	・専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置。	・原則として専従を求める、以下を追加。当該看護師はがん看護専門看護師、がん化学療法看護認定看護師であることが望ましい。	・外来化学療法室に専任かつ常勤の看護師を配置、専従であることが望ましい。当該看護師はがん看護専門看護師、がん化学療法看護認定看護師であることが望ましいとする。
化学療法に携わる薬剤師	・専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置。	・以下を追加。当該薬剤師はがん薬物療法認定薬剤師、またはがん専門薬剤師であることが望ましい。	・専任かつ常勤の薬剤師を1人以上配置することが望ましいとする。
緩和ケアに携わる看護師	・専従の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置。	・以下を追加。当該看護師は公益社団法人日本看護協会が認定を行うがん看護専門看護師、緩和ケア認定看護師、がん性疼痛看護認定看護師のいずれかであること。	・専従の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置。左記の専門、認定看護師であることが望ましい。
細胞診断	・細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置することが望ましい。	・専任を求める、以下を追加。当該者は細胞検査士であることが望ましい。	・細胞診断に係る業務に携わる者の配置を求める。当該者は細胞検査士であることが望ましいとする。
相談員	・国立がん研究センターによる研修を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人以上配置すること。	・「相談支援センター相談員研修・基礎研修」(1)～(3)を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置すること。	・先研修を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者を1人ずつ配置すること。当該者のうち、1名は相談員基礎研修(1)、(2)を、もう1名は基礎研修(1)～(3)を修了していること。
がん登録実務者	・国立がん研究センターによる研修を受講した専任の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置すること。	・専任から専従へ厳格化し、以下を追加。当該実務者は診療ガイドラインの改定等を踏まえ必要に応じて再度研修を受講すること。	・地域がん診療連携拠点病院同様の人員配置を求める。

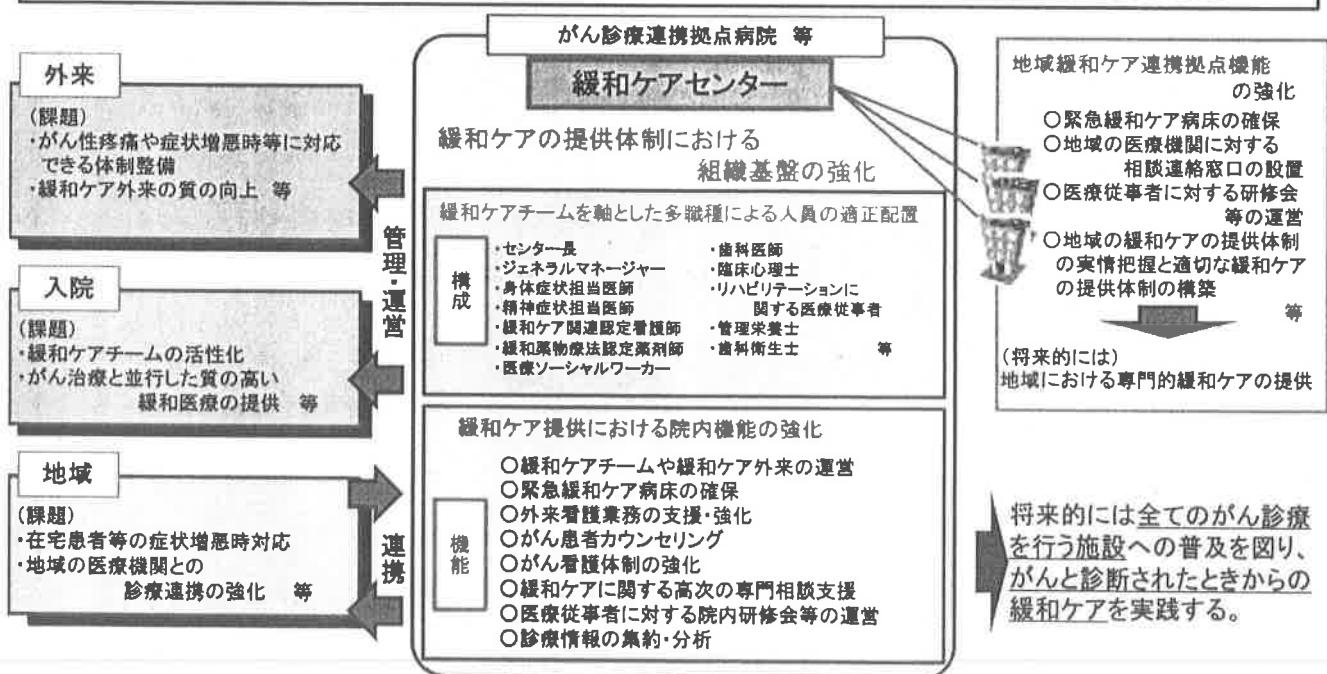
緩和ケア推進事業(緩和ケアセンターの整備)

平成26年度予算案:3.0億円
(平成25年度予算額:1.0億円)

【背景】

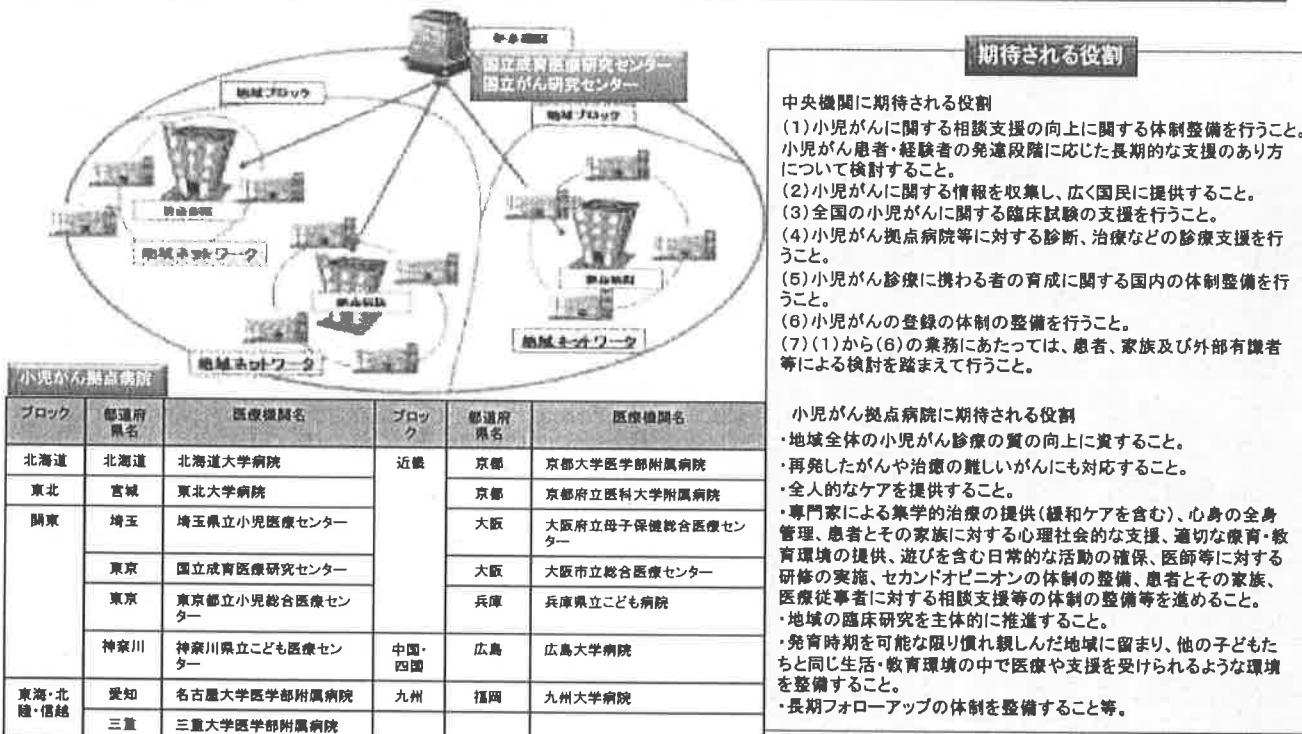
がん対策推進基本計画(平成24年6月閣議決定)において、緩和ケアについては「がんと診断された時からの緩和ケアの推進」が重点課題に掲げられている。現在、がん診療連携拠点病院(全国397カ所)を中心に緩和ケアチームや緩和ケア外来が一定数整備された一方、専門的緩和ケアにたどり着けない、施設間の質の格差等の指摘があり、拠点病院で提供される緩和ケアの体制強化と質の向上が求められている。

がん疼痛をはじめとする苦痛を抱えた患者に対してより迅速かつ適切な緩和ケアを提供するため、チーム医療や外来、地域連携を含めた診療の質の向上をめざし、緩和ケアの提供体制について組織基盤の強化と人材の適正配置を図るため、平成26年度には都道府県がん診療連携拠点病院を中心に整備を進めた「緩和ケアセンター」について、機能強化を図るとともに、地域がん診療連携拠点病院にも対象を拡大し、整備を進める。



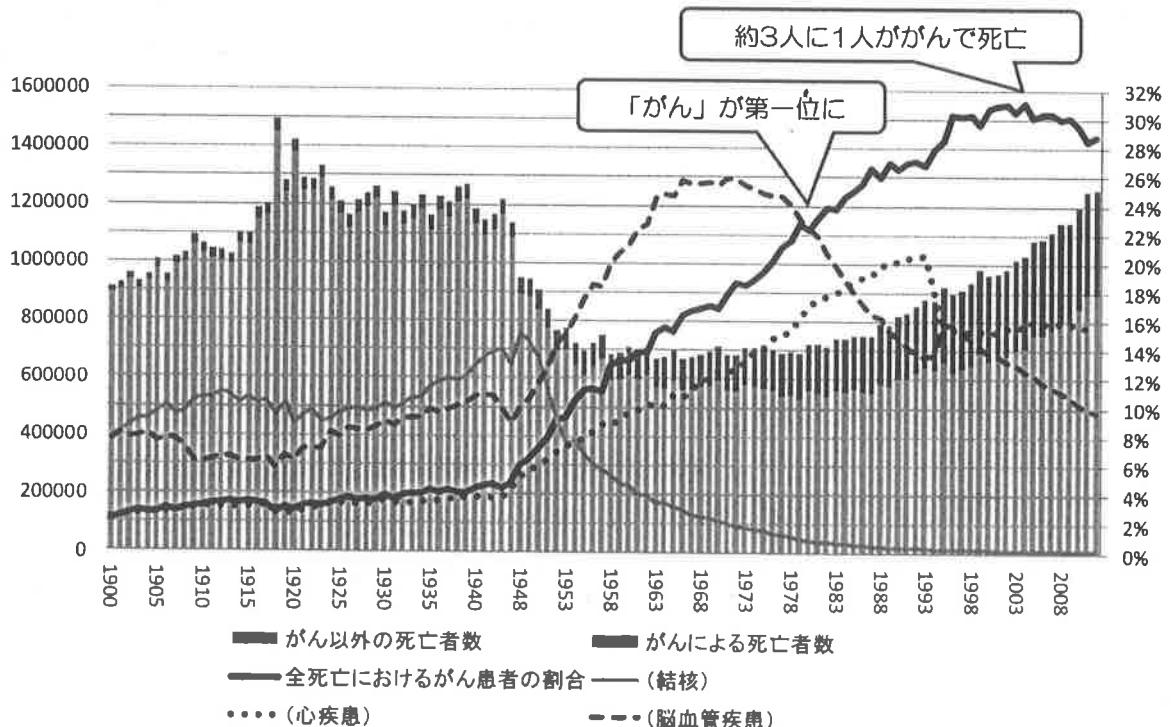
小児がん医療・支援の提供体制について

小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を目指し、平成25年2月に全国15箇所の小児がん拠点病院を、平成26年2月に小児がん中央機関を整備予定。小児がん拠点病院は、患者が発育時期を可能な限り慣れ親しんだ地域に留まり、他の子どもたちと同じ生活・教育環境の中で医療や支援を受けられるよう、小児がん診療を行う地域の病院との連携を進めていく。小児がん中央機関は全国の小児がん拠点病院を牽引し、小児がん医療の質を向上させるための取組が期待される。



わが国におけるがんの現状

がん死亡者数と全死亡者に対する割合



平成24年(2012)人口動態統計(確定数)の概況より

新・がん対策推進基本計画 (平成24年6月閣議決定)

重点的に取り組むべき課題

(1) 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成

(2) がんと診断された時からの緩和ケアの推進

(3) がん登録の推進

新(4) 働く世代や小児へのがん対策の充実

全体目標【平成19年度からの10年目標】

(1) がんによる死者の減少
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)

(2) すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

新(3) がんになんでも安心して暮らせる社会の構築

分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標

1. がん医療

- ① 放射線療法、化学療法、手術療法のさらなる充実とチーム医療の推進
- ② がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
- ③ がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- ④ 地域の医療・介護サービス提供体制の構築
- ⑤ 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組
- ⑥ その他(希少がん、病理診断、リハビリテーション)

2. がんに関する相談支援と情報提供

患者とその家族の悩みや不安を汲み上げ、患者とその家族にとってより活用しやすい相談支援体制を実現する。

3. がん登録

法的位置づけの検討も含め、効率的な予後調査体制の構築や院内がん登録を実施する医療機関数の増加を通じて、がん登録の精度を向上させる。

4. がんの予防

平成34年度までに、成人喫煙率を12%、未成年の喫煙率を0%、受動喫煙については、行政機関及び医療機関は0%、家庭は3%、飲食店は15%、職場は平成32年までに受動喫煙の無い職場を実現する。

5. がんの早期発見

がん検診の受診率を5年以内に50%(胃、肺、大腸は当面40%)を達成する。

6. がん研究

がん対策に資する研究をより一層推進する。2年以内に、関係省庁が連携して、がん研究の今後の方向性と、各分野の具体的な研究事項等を明示する新たな総合的がん研究戦略を策定する。

新 7. 小児がん

5年以内に、小児がん拠点病院を整備し、小児がんの中核的な機関の整備を開始する。

新 8. がんの教育・普及啓発

子どもに対するがん教育のあり方を検討し、健康教育の中でがん教育を推進する。

新 9. がん患者の就労を含めた社会的な問題

就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになんでも安心して働き暮らせる社会の構築を目指す。

がん対策の推進について

平成26年度予算(案) 230億円 (25年度予算額 235億円)

基本的な考え方

○ 平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定され、平成24年6月に見直しされた「がん対策推進基本計画」を踏まえ、総合的かつ計画的に対策を推進する。

項目	26年度	25年度	がん予防・早期発見の推進		26年度	25年度
			予算額	実績額		
放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成	22億円	20億円	(1) がん予防		1.5	14.3
・がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成	0.4	0.3	・健康的な生活習慣づくり重点化事業 (たばこ対策促進事業)		0.4	0.4
・医科歯科連携事業	0.2	0.2	・がん検診推進事業		26.4	72.6
(2) がん診療連携拠点病院の機能強化	21.8	19.3	・がんに関する研究の推進		138億円	96億円
がんと診断された時からの緩和ケアの推進	5.8億円	4.4億円	・第3次対がん総合戦略研究経費等		0	61.7
・がん診療連携拠点病院機能強化事業 (緩和ケア推進事業)	5.3	3.8	・がん対策推進総合研究事業		90.2	0
・都道府県健康対策推進事業(緩和ケア研修事業)	3.0	1.0	・がん患者の治療と職業生活の両立		3.1億円	2.6億円
がん登録の推進とがん医療に関する相談支援及び情報提供体制の整備	24億円	17億円	・がん診療連携拠点病院機能強化事業 (がん患者の就労に関する総合支援事業)		2.0	1.8
・がん診療連携拠点病院機能強化事業 (院内がん登録促進事業)	10.8	9.1	・がん診療連携拠点病院機能強化事業 (小児がん拠点病院機能強化事業)		2.0	2.0
・都道府県健康対策推進事業(緩和ケア研修を除く)	6.7	6.8	・(再掲) がん診療連携拠点病院の機能強化関連		39.7億円	33.3億円
・国立がん研究センター委託費(全国がん登録データベース構築等事業)	6.1	0	・がん診療連携拠点病院機能強化事業(全体)		39.7	33.3
・がんと診断された時からの相談支援事業	0.4	0				